

[国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標法施行規則第9条の2関係）様式備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21 cm、縦29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。手書きによるものは、認められない。
- 3 コンピュータ印字を用いて国際登録の名義人の変更の記録の請求の書面を作成するときは、次の要領により作成する。
  - イ 書面の割り付け及び内容は、MM5の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
  - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
  - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 4 各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でなければならない。
- 5 「Name」及び「Address」は、これらのローマ字への音訳又は英語への翻訳を記載する。
- 6 「Name」は自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあつてはその名称を記載する。
- 7 「Address」は「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本国内に営業所を有する法人の場合は本社の住所を記載する。
- 8 「For use by the holder (transferor)/new holder (transferee)」には、提出するcontinuation sheetの枚数をそれぞれ記載する。
- 9 「Holder/New holder's reference」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「一」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 10 第2欄「NAME OF THE HOLDER (TRANSFEROR)」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 11 譲渡人が2名以上いる場合は、全ての譲渡人名を第2欄に記載する。
- 12 譲受人が2名以上いる場合は、1名について第3欄「NEW HOLDER (TRANSFEREE)」及び第4欄「ENTITLEMENT OF THE NEW HOLDER (TRANSFEREE) TO BE THE RECORDED HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION(S)」に記載し、その他の譲受人については譲受人1名ごとに「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL HOLDERS」を使用して、必要事項を記載する。
- 13 第3欄で記載した住所が、第4欄(a)(iii)及び(iv)に記載した締約国の領域内に含まれない場合は、第4欄(b)の最下段の空欄に第4欄(a)(iii)に記載した締約国の住所又は(iv)に記載した締約国の現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所の住所を記載する。
- 14 年月日を記載する場合は西暦及びグレゴリー暦により、「日/月/年」の順とし、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す（例えば2015年2月4日は「04/02/2015」）。
- 15 日本国特許庁への手数料納付に係る表示は、名義人の変更の記録の請求書に記載した名義

人の氏名（名称）、国際登録番号、名義人整理番号、提出日及び納付金額を記載した別の用紙を作成し、次の要領により行う。

イ 特許印紙による場合には、特許印紙の貼付

ロ 現金納付による場合には、納付済証（特許庁提出用）を貼り付けた用紙の提出

ハ 電子現金納付による場合には、納付番号の記載

ニ 指定立替納付（特許庁窓口において納付する場合に限る。）による場合には、その旨及び識別番号の記載

- 16 国際登録の名義人の変更の記録の請求等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。